



高の山よそにあらじの下荒井

三鉢の松に法の朝風

なお第十四番の觀音堂は昭和四十九年に村の文化財として指定されている。また市販本の御詠歌には「あらし」となっているものがあるが、「あらじ」が正しいと思う。

三 彼岸獅子舞の免許授与

正保二年（一六四五）に下小松村覚法院渡部宮内に、榎村能登守と長井出羽守より、武宗流「獅子神舞様之事」が伝授され、弘化二年（一八四五）には、彼岸獅子舞の免許が授与された。この獅子舞は太鼓踊りの一種で、一人立三頭の風流獅子舞といわれ、春の彼岸に舞われている。この三匹獅子は五穀豊穣の祈願を始め、供養・魔除け・火伏せなどのために舞われるものである。昭和四十七年村の無形文化財に指定され、現在も会津に春を告げる風物詩として舞い継がれている。なお彼岸獅子舞の免許状は下記のとおりである。

獅子舞神日下御免之事
被聞左記不可有子細旨
土御門権少副神祇皇依
御氣乞ト家奉行所被仰
出也仍執達如件

弘化二年九月廿一日

阿部大和守 肉
石河但馬 幸

大沼郡下小松村
覚法院